H24年度 被扶養者の資格確認 Q&A

- Q1. なぜ毎年、被扶養者の資格確認を行うのですか?
- A1. 就職・収入増などで被扶養者として該当されない方が、届出もれにより被扶養者として認定されている場合が多く見受けられます。 収入状況等は毎年変わると思われますので、扶養家族の現在の状況 が扶養認定基準に合っているか再確認する必要があります。

医療費、高齢者医療制度に係る納付金等の費用は年々増える一方であり、それらを減らすための一つの手段として適正な扶養認定をする必要があるため、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q2. 被扶養者の収入等の確認書類のほかに、被扶養者になっていない 配偶者の収入金額が確認できる書類を提出するとのことですが、 具体的にどのような場合に必要ですか?

また、この書類が必要になった理由も教えてください。

A 2. 被扶養者の資格確認の対象である世帯で、配偶者が被扶養者になっていない場合(配偶者ご自身が健康保険に加入している場合) に必要です。

該当の方には確認調書の被保険者氏名にマーカーをしております。確認調書のない方は、提出の必要はありません。

なお、配偶者の方がお見えにならない場合は、確認調書の備考欄に「配偶者なし」と記入してください。

近年の雇用の多様化により収入状況も変化することが考えられ、 ご夫婦のどちらが世帯の中心的役割を果たされているかを確認 させていただくため、ご協力をお願いいたします。

- Q3.確認調書に被扶養者になっている長女(中学生)が載っていません。 追記して提出するのですか?
- A3. 確認調書には調査対象の方のみが印字されていますので、追記の 必要はありません。
- Q4. パート収入がある場合、源泉徴収票(写)には平成24年中の金額が記載されますが、このほかに1か月分の給与明細(写)の必要な理由を教えてください。
- A 4. 源泉徴収票の金額には非課税である「交通費」が含まれていません。 健康保険では交通費も収入に含まれるため、給与明細(写)にて 交通費の支給の有無を確認しています。

- Q 5. アルバイト収入のある大学生は「収入金額の確認できる書類の写し」 を提出するとのことですが、学生証の写しも提出するのですか?
- A 5.「収入を確認できる書類の写し」のみ提出し、確認調書には「大学 ○年生」と記入してください。 なお、収入のない大学生は「学生証の写し」のみ提出してくだ さい。
- Q6. 夜間の学校に通う学生で、収入がない場合の添付書類は何が必要で すか。
- A 6. 学生証の写しでよい場合は、昼間の学校に通う場合ですので、 「所得(非課税)証明書」を提出してください。
- Q7. 浪人生の場合、添付書類は何が必要ですか?
- A 7. 昼間の予備校に通われ、収入がない場合は「学生証の写し」を、 予備校に通われていない場合やアルバイト収入のある場合は「所得 (非課税)証明書」または「収入金額の確認できる書類の写し」を 提出してください。
- Q8. 高校生の場合は、学生証の写しを提出するのですか?
- A8. 提出の必要はありません。 確認調書には「高校○年生」と記入してください。
- Q9. 私の妻は平成24年1月31日に退職し、被扶養者の認定を受けました。現在、無職・無収入のため「所得証明書」を入手しましたが、 平成23年中の収入が記載されています。このまま提出すればよい のですか?
- A 9. はい。そのまま提出してください。

ただし、所得証明書では現在の状況が把握できませんので、退職 されている方は退職年月日を確認調書の備考欄に記入してくだ さい。

なお、収入欄には平成24年中の収入を記入してください。

- Q10.「所得証明書」はどこで入手できるのでしょうか? また、無収入であっても入手できるのでしょうか?
- A10.「所得証明書」はお住まいの市区町村(市民税課など)で交付しています。

無収入の場合は「所得0円」と表示された「所得証明書」または、「非課税証明書」が交付されますので、どちらか一方を提出してください。

なお、交付手数料は提出される方のご負担でお願いいたします。

- Q11. 被保険者欄の「住所」が今の住所と違っています。訂正するのですか?
- A11. はい。該当訂正箇所を赤=線で抹消し、訂正内容を赤で記入してく ださい。

なお、氏名・生年月日・続柄が違っている場合は、同様に訂正の うえ、訂正届をご提出いただくことになります。

- Q12. 年金収入にはどのようなものが含まれますか?
- A12. 厚生年金・国民年金・企業年金・障害年金・遺族年金・農業者年金・ 恩給・個人年金などすべての年金が含まれます。
- Q13. 直近の年金支払通知書を紛失してしまったときは、どうしたらよいですか?
- A13. 年金事務所等で再交付の手続きをお願いいたします。
- Q14. 被扶養者(60歳未満)のパート収入が認定基準額の130万円を 超えていました。どうしたらよいですか?
- A14. 収入の超過日またはその事実がわかった日付にて被扶養者から削除 していただくことになります。会社のご担当の方に「被扶養者異動 届」と「保険証」を提出してください。

なお、確認調書は該当者を赤=線で抹消し、備考欄に理由と事実 発生日を赤で記入してください。

- Q15. 別居の被扶養者(母)の受給する年金が増えたため、5月より仕送りをやめました。仕送り額のわかるものの写しが1年分ありませんが、それを提出すればよいですか?
- A15. 5月より仕送りがないとのことですので、現在は生計維持関係がないものと判断されるため、被扶養者から削除していただくことになります。(Q14 参照)

ただし、1月から4月の仕送り額が母の年間収入額を上回る場合は、4か月分の仕送りがわかるものの写しを提出してください。

- Q16. 確認対象の被扶養者が近々就職する予定ですが、確認調書の提出は 必要ですか?
- A16. 提出期限の平成25年1月31日までに削除の届出ができない方は、 確認調書を提出してください。
- Q17.「被扶養者確認調書」を提出しないとどうなりますか?
- A17. 現在の被扶養者の状況が確認できないため、資格を削除させていた だきます。

提出期限の平成25年1月31日までに必要書類を添付のうえ、 会社を通じて提出してください。